

第四十五条 (佐賀県立学校設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	別表 (第3条関係)	<table border="1"> <tr><th>県立学校の名称</th><th>位置</th></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>佐賀県立塩田工業高等学校</td><td>嬉野市</td></tr> <tr><td>佐賀県立有田工業高等学校</td><td>西松浦郡有田町</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>佐賀県立嬉野高等学校</td><td>嬉野市</td></tr> <tr><td>佐賀県立神埼清明高等学校</td><td>神埼郡神埼町</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	県立学校の名称	位置	略	略	佐賀県立塩田工業高等学校	嬉野市	佐賀県立有田工業高等学校	西松浦郡有田町	略	略	佐賀県立嬉野高等学校	嬉野市	佐賀県立神埼清明高等学校	神埼郡神埼町	略	略
	県立学校の名称	位置																
略	略																	
佐賀県立塩田工業高等学校	嬉野市																	
佐賀県立有田工業高等学校	西松浦郡有田町																	
略	略																	
佐賀県立嬉野高等学校	嬉野市																	
佐賀県立神埼清明高等学校	神埼郡神埼町																	
略	略																	
改正前	別表 (第3条関係)	<table border="1"> <tr><th>県立学校の名称</th><th>位置</th></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>佐賀県立有田工業高等学校</td><td>西松浦郡有田町</td></tr> <tr><td>佐賀県立塩田工業高等学校</td><td>藤津郡塩田町</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>佐賀県立神埼清明高等学校</td><td>神埼郡神埼町</td></tr> <tr><td>佐賀県立嬉野高等学校</td><td>藤津郡嬉野町</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	県立学校の名称	位置	略	略	佐賀県立有田工業高等学校	西松浦郡有田町	佐賀県立塩田工業高等学校	藤津郡塩田町	略	略	佐賀県立神埼清明高等学校	神埼郡神埼町	佐賀県立嬉野高等学校	藤津郡嬉野町	略	略
県立学校の名称	位置																	
略	略																	
佐賀県立有田工業高等学校	西松浦郡有田町																	
佐賀県立塩田工業高等学校	藤津郡塩田町																	
略	略																	
佐賀県立神埼清明高等学校	神埼郡神埼町																	
佐賀県立嬉野高等学校	藤津郡嬉野町																	
略	略																	

第四十六条 (佐賀県立学校設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	別表 (第3条関係)	<table border="1"> <tr><th>県立学校の名称</th><th>位置</th></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>佐賀県立神埼高等学校</td><td>神埼市</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>佐賀県立神埼清明高等学校</td><td>神埼市</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	県立学校の名称	位置	略	略	佐賀県立神埼高等学校	神埼市	略	略	佐賀県立神埼清明高等学校	神埼市	略	略
	県立学校の名称	位置												
略	略													
佐賀県立神埼高等学校	神埼市													
略	略													
佐賀県立神埼清明高等学校	神埼市													
略	略													
改正前	別表 (第3条関係)	<table border="1"> <tr><th>県立学校の名称</th><th>位置</th></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>佐賀県立神埼高等学校</td><td>神埼郡神埼町</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>佐賀県立神埼清明高等学校</td><td>神埼郡神埼町</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td></tr> </table>	県立学校の名称	位置	略	略	佐賀県立神埼高等学校	神埼郡神埼町	略	略	佐賀県立神埼清明高等学校	神埼郡神埼町	略	略
県立学校の名称	位置													
略	略													
佐賀県立神埼高等学校	神埼郡神埼町													
略	略													
佐賀県立神埼清明高等学校	神埼郡神埼町													
略	略													

第四十七条 (佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	<p>佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例</p>
改正前	<p>佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例</p>

第四十八条 (佐賀県市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	<p>(目的) 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第三条および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、公務のため旅行する市町村立学校県費負担教職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に關し、諸般の基準を定め公務の円滑なる運営に資するとともに県費の適性なる支出を図ることを目的とする。</p>
改正前	<p>(目的) 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第三条および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、公務のため旅行する市町村立学校組合を含む。立学校県費負担教職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に關し、諸般の基準を定め公務の円滑なる運営に資するとともに県費の適性なる支出を図ることを目的とする。</p>

第四十九条 (佐賀県市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第三条および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、公務のため旅行する市町村立学校県費負担教職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定め公務の円滑なる運営に資するとともに県費の適正なる支出を図ることを目的とする。

改正前

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第三条および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、公務のため旅行する市町村立学校県費負担教職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に関し、諸般の基準を定め公務の円滑なる運営に資するとともに県費の適正なる支出を図ることを目的とする。

改正後

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例

(目的)

第一条 この条例は県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数を定めることを目的とする。

改正前

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例

(目的)

第一条 この条例は県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいい、「市町村立学校県費負担教職員」とは、市町村立の中学校及び小学校の校長、教員、事務職員及び技術職員(学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。)に限る。)をいう。

(定数)

第三条 県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。  
一 略  
二 市町村立学校県費負担教職員 五、四八七人

(定義)

第二条 この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいい、「市町村立学校県費負担教職員」とは、市町村立の中学校及び小学校の校長、教員、事務職員及び技術職員(学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。)に限る。)をいう。

(定数)

第三条 県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。  
一 略  
二 市町村立学校県費負担教職員 五、四八七人

第五十三条 (佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正) 新旧対照表

改正後

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例

(準用)

第二条 佐賀県市町村立学校県費負担教職

改正前

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例

(準用)

第二条 佐賀県市町村立学校県費負担教

員(事務補佐員を除く。)の勤務時間、休日および休暇については、佐賀県立学校職員の例による。

2 略

第五十四条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(定義)

第二条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 略

二 市町村立の中学校及び小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。)

改正前

(定義)

第二条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 略

二 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立の中学校及び小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。)

2 略

第五十五条(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(定義)

第二条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 略

二 市町村立の中学校及び小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の

改正前

(定義)

第二条 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 略

二 市町村立の中学校及び小学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施

学校栄養職員を含む。以下同じ。)及び事務職員

2 略

(給料)

第三条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。))第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。第十二条の三において同じ。)、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

2 略

設の学校栄養職員を含む。以下同じ。)及び事務職員

2 略

(給料)

第三条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。))第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業教育手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。第十二条の三において同じ。)、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

2 略

2 略

(復職時等における給料月額調整)

第六条の三 休職にされた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第二条第

(復職時等における給料月額調整)

第六条の三 休職にされた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第二条第

<p>一項の規定により派遣され、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年佐賀県条例第七号）第二条の規定により佐賀県立学校職員の例により派遣され、若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し又は再び勤務するに至つた日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）することができる。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第十三条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第八条（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）により代休日）を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第八条に規定する年</p>	<p>一項の規定により派遣され、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年佐賀県条例第七号）第二条の規定により佐賀県立学校職員の例により派遣され、若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。）をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し又は再び勤務するに至つた日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）することができる。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第十三条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第八条（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）により代休日）を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第八条に規定する年</p>	<p>末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日）を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「末年始の休日等」という。）である場合、休暇（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる休暇を含む。）による場合その他その勤務しないことにつき教育委員会（第二条第一項第二号に該当する職員にあつては、当該市町教育委員会）の承認があつた場合を除き、勤務しない一時間につき第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第二十二條 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 職員が職員の分限に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第十八号）第二条各号に掲げる休職の事由（以下「休職事由」という。）の一に該当して休職にされたとき又は佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和三十一年佐賀県条例第四十八号）第二条の規定に基づき、佐賀県立学校職員の例により、休職事由の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中人事委員会規則の定めるところにより、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの百分の百以内を支給することができる。</p>	<p>末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日）を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「末年始の休日等」という。）である場合、休暇（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる休暇を含む。）による場合その他その勤務しないことにつき教育委員会（第二条第一項第二号に該当する職員にあつては、当該市町教育委員会）の承認があつた場合を除き、勤務しない一時間につき第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第二十二條 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 職員が職員の分限に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第十八号）第二条各号に掲げる休職の事由（以下「休職事由」という。）の一に該当して休職にされたとき又は佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和三十一年佐賀県条例第四十八号）第二条の規定に基づき、佐賀県立学校職員の例により、休職事由の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中人事委員会規則の定めるところにより、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの百分の百以内を支給することができる。</p>
---	---	--	--